

菅野係長

平成29年度第一回子ども子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を担当いたします。こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず初めにお集まりいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料、次第の次の資料1の名簿をご参照ください。50音順に本日の出席者の皆様をご紹介させていただきます。また今回各ご所属の人事異動等に伴いまして委員の改正もございましたので、併せてご紹介させていただきます。

まず委員の皆様です。社会福祉法人大阪市社会福祉協議会より輪違委員の後任としてご着任いただきました事務局長の浅井委員でございます。

浅井委員

浅井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

菅野係長

大阪商工会議所中小企業振興部部長兼経営相談室長の太田委員でございます。

太田委員

太田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

菅野係長

公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会より小林委員の後任としてご着任いただきました会長の北委員でございます。

北委員

北でございます。よろしく申し上げます。

菅野係長

大阪弁護士会弁護士の下迫田委員でございます。

下迫田委員

下迫田でございます。よろしく申し上げます。

菅野係長

大阪大谷大学人間社会学部教授の農野委員でございます。

農野委員

農野でございます。よろしく申し上げます。

菅野係長

大阪市児童福祉施設連盟母子生活支援施設部会代表の廣瀬委員でございます。

廣瀬委員

廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

菅野係長

大阪労働局より五代儀委員の後任としてご着任いただきました職業安定部職業対策課課長補佐の宮田委員でございます。

宮田委員

宮田でございます。よろしくお願いいたします。

菅野係長

次に関係者の皆様です。

大阪労働局職業安定部職業安定課の花井課長補佐でございます。

花井委員

花井でございます。よろしくお願いいたします。

菅野係長

一般社団法人おおさか人権ネットワークの安田代表理事でございます。

安田委員

安田です。よろしくお願ひします。

菅野係長

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の山口事務局長でございます。

山口委員

山口です。よろしくお願いいたします。

菅野係長

また本日は遠藤委員、徳永委員、矢野委員におかれましては、所用のためご欠席されておられますのでご報告申しあげます。こども・子育て支援会議条例第9条の規定により、本部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされており、本日は過半数のご出席をいただいております。定足数を満たしておりますことをご報告いたします。続きまして事務局を紹介させていただきます。こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。

高井部長

高井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

菅野係長

同じく子育て支援部こども家庭課長の迫野でございます。

迫野課長

迫野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

菅野係長

また本日は、庁内プロジェクトチームであるひとり親家庭等自立支援プロジェクトチームの構成員が出席しております。構成員につきましてはお手元資料1の裏面に名簿を掲載しておりますのでご参照をお願いいたします。それでは会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の高井よりご挨拶を申し上げます。

高井部長

皆様こんにちは。こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。会議の開催に当たりましてごあいさつ申し上げます。委員の皆様におかれましては公私なにかとお忙しい中、子ども子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また日頃は本市児童福祉行政、とりわけひとり親家庭の自立支援に係る施策の推進にご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。さて、大阪市では平成27年3月に大阪市こども子育て支援計画を策定しました。生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの子ども及び青少年に関する施策を総合的に推進をしております。ひとり親家庭の施策に関しましては本会議の前身でございますひとり親家庭等自立支援推進会議でご議論いただき平成27年4月に大阪市ひとり親家庭等自立促進計画を策定いたしました。ひとり親家庭の就業自立を支援するとともに先ほどの子ども子育て支援計画と連動するものでございますので、子どもが心身共に健やかに成長できるように自立支援施策の充実に取り組んでおるところでございます。本日は、関連施策の平成29年度の進捗状況および現在市長をトップとして大阪市が取り組んでおりますこどもの貧困対策の状況につきましてご報告させていただきたいと思っております。委員の皆様には忌憚のないご意見ご提言を賜りますようお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

菅野係長

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしまして、お手元に先ほどご確認いただきました資料1、こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会の名簿、同資料の裏面にプロジェクトチームの構成員の名簿、資料2といたしまして「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策一覧表・進捗状況について、資料2-1に関連施策の一覧表、資料2-2に各事業の進捗状況を取りまとめた資料、続きまして、資料3といたしまして、(仮称)「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の策定について、資料3-1としまして、「これまでの経過」、資料3-2「主な課題と対応の方向性」、資料3-3「(仮称)子どもの貧困対策推進計画の案のたたき台」、資料3-4に「事業検討のスケジュール」、としております。更に参考資料としまして、「ひとり親家庭等の方が利用できる制度・事業一覧」という水色のリーフレット、更に小冊子が2冊ございま

して、「ひとり親家庭等サポートブック」というものと、「こどもの健やかな成長のために」という養育費のパンフレット、併せまして参考資料としてピンクの表紙の「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」と「こども・子育て支援会議条例」について、お手元にお配りさせていただいております。不足している資料等はございませんでしょうか。それではここからの会議の進行につきまして、部会長にお願いしたいと思っております。昨年度に引き続き部会長につきましては農野委員に務めていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

農野部会長

ありがとうございます。皆様方の貴重なお時間をいただきましてお集まりくださいますありがとうございます。概ね約2時間程度の会議を予定しておりますので、お付き合いくださいますようお願いいたします。それでは会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っておりますが、会議の公開につきまして今回の会議は公開となっておりますが、傍聴者について事務局さんから報告いただけますでしょうか。

迫野課長

こども家庭課長の迫野でございます。傍聴者につきましては本日は無しということでございます。

農野部会長

はい、ありがとうございます。それでは議事に移りたいと思っております。一つ目の議題は、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度）」の関連事業の進捗状況についてです。これにつきまして事務局さんのほうからご説明をお願いいたします。

迫野課長

それでは引き続きまして私の方から、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策の状況についてご説明したいと思います。着席したままで申し訳ございません。

本計画の進行管理につきましては当会議において進捗状況を報告するという主旨をあげておりますことから、各事業の実績や取組内容についてご説明するというところでございます。お手元の資料2-1と2-2の方をご覧いただきたいと思っております。計画に掲げております五本柱の施策目標の達成に向けた平成28年度の取組内容と29年度の取組予定についてまとめたものでございます。まず資料2-1は一覧表ということになっております。資料2-2の方から主なものをポイントのみご説明をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の柱、就業支援、I効果的な職業相談、職業紹介についてでございます。用紙の見方で言いますと左の方から1就業支援これが柱、五つの取組になっております。その(1)(2)というのがそれぞれの事項になっております。

まず一つ目の柱、就業支援の(1)、1頁の上段のところ、二段目のところの②、「区保健福祉センターにおける就業相談」としてひとり親家庭サポーター事業についてでございます。各

区保健福祉センターでは週二回ひとり親家庭の親および寡婦、とりわけ児童扶養手当受給者を対象といたしまして就業にかかわる専門的知識等を有するサポーターが、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請に係る業務の他、離婚相談などの各種相談を行っております。また区役所の相談日に来所できない方に対しましては訪問相談等で対応しております。そのほか、生活保護受給者等就労支援事業とも連携をして、就業支援を実施しております。平成28年度の就職者数としては411人となっております。29年度につきましても引き続き事業を実施し、ひとり親家庭の就業自立に向けた計画的支援が行えるよう相談体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に下の段の「(2)安定した就業に向けた能力開発」の「①就業支援講習会の実施」、通し番号4でございます。大阪市立愛光会館という母子・父子福祉センターがあるんですが、こちらのほうに設置しておりますひとり親家庭等就業・自立支援センターにおきまして、ひとり親家庭の父、母および寡婦に対しまして職業能力開発の機会を提供するため、時代のニーズに即応した就業に結びつく可能性の高い資格を取得するための講習会を実施しております。28年度の開催実績は記載のとおりでございますが、簿記会計事務でありますとかパソコン講座等に加えまして、人気の高い調剤事務、医療事務などの講座も開催し、就業に向けたスキルの向上を図っております。29年度も引き続き、就業により有利な講習会を検討し実施をして参りたいと考えております

次に、2頁の方をご覧ください。上の段「④ひとり親家庭自立給付金」、通し番号7についてでございます。まず4つの事業がありますが、「ア自立支援教育訓練給付金」でございますが、この給付金は仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、事前の就業相談を通じ指定した講座、たとえば介護職員初任者研修等を受講しまして、終了後に決められた手続きをすれば支払った費用の一部を支給するという事業でございます。入学金や授業料など本人が支払った費用の一部を支給するという事です。28年度から2割から6割ということで制度が拡充されております。限度額も10万円から20万円となっております。

次に「イ高等職業訓練促進給付金」ですが、就職や定職に有利な資格を取得するために、養成期間におきまして1年以上訓練を受ける場合に就業期間の安定した生活の支援のための給付金を支給する事業となっております。お手元の資料で2年となっておりますが、昨年度より1年以上に変わっておりますので訂正をお願いいたします。非課税世帯が月額10万円、課税世帯が月額7万500円となっております。対象となる主な資格といたしましては看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などとなっております。更に27年8月から実施しております「ウ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、いわゆる高認試験ですけれども、合格を支援するための事業を新たに実施しております。ひとり親家庭の親御さんが高卒認定試験の合格を目標とする場合において民間事業者などが実施する対象講座を受講し、就労した場合に受講終了時に給付金を受講費用の2割支給します。また、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、合格時

給付金として受講費用の4割、合計6割を支給するという制度でございます。こちらにつきましましては、28年度から親御さんだけでなくお子さんにも対象を拡充しております。実績は、自立支援教育訓練給付金につきましましては講座指定が45人、支給が25人となっております。また高等職業訓練促進給付金につきましましては、約144人に支給しております。高卒認定につきましましては、講座指定を7名、支給は5名させていただきました。更に「エひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を実施しております。一番後ろの13頁をお開きください。追加資料として入れておりますが、ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金を受給される方につきましまして入学資金相当を貸し付ける事業を、実施主体、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会にお願いをいたしまして実施をしていただいております。養成機関への入学ということで、50万円以内で貸し付けの返還免除がございまして、卒業から1年以内に資格を活かして就職、その後5年間その職に従事したときに、貸付金の返還を免除するという制度になっております。28年度の実施となっておりますが、29年度に貸付をしており、決定者につきましましては30名となっております。

お戻りいただきまして、4頁2段目、二つ目の柱、「子育て・生活支援」の「(1)子育て支援策の推進」についてでございます。上から5段目「②保育所入所枠の計画的な確保」、通し番号20です。保育所整備につきましましては国の待機児童解消加速化プランを踏まえた本市保育所等整備計画に基づきまして保育に必要な入所枠を確保するため、民間事業者による保育所の整備や賃料等に係る経費の一部を補助することで整備の促進を図っております。28年度の整備状況でございますが、記載のとおり本園17か所、増改築4か所、小規模保育事業所、新規22か所、本園の賃貸6か所、認定こども園11か所ということで合計1,990人の入所枠を拡大いたしました。引き続きの入所枠の拡大を図るということで29年度予算につきましましては6,053人分の整備を行う予定としております。

次に下から2段目、「④病児・病後児保育事業」ですが、この事業は保育所に通所している児童等が、病気の回復期である場合又は病気の回復期に至らない場合であることから、保育所等での集団保育が困難で保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない時、昼間に児童を預かる事業となっております。平成28年度の実施箇所数は35か所で、27年度よりも3か所拡充し、利用人員延べ13,398人となりました。昨年度11,491人ということでかなり伸びております。そのうち、ひとり親家庭の減免を適用された方につきましましては延べ573人、昨年度が419人でございますので、こちら伸びている状況でございます。29年度につきましましては3か所の施設の新規開設をめざして公募を実施する予定としております。

つづきまして5頁、上から3つ目、「⑧養育支援訪問事業」、通し番号26でございます。産後間もない時期等にさまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対しまして、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による育児に関する指導や、子ども家庭支援員による育児相談、エンゼルサポーターによる家事支援を行うなどきめ細やかな訪問型の子

育て支援事業を実施しております。平成 28 年度の訪問派遣件数でございますが、子ども家庭支援員は 303 件で 814 回、エンゼルサポーターは 112 件で 1,035 回、保健師および助産師の訪問は 514 件で 3,427 回となっております。今後も事業内容の周知を図るため、区の広報紙等への掲載などに努めながら事業の拡大を図って参りたいと考えております。

つづきまして 6 頁、「(2)生活支援施策の推進」で一番上の段、「①ひとり親家庭等日常生活支援事業」についてでございます。ひとり親家庭の寡婦の方が就学や疾病などにより一時的に生活援助や保育サービスが必要となったときに家庭生活支援員の派遣や家庭生活支援員の自宅で保育を行う事業となっております。28 年度の実績が、家庭生活支援員の登録者数 311 人で派遣件数 581 件となっております。

つづきまして 8 頁、「(4)こどもへのサポート」の、上から 2 段目、「⑧塾代助成事業」、通し番号 42 です。この事業につきましては子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住の中学生の保護者のうち、一定の所得要件に該当する者を対象に、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室にかかる費用について、月額 1 万円を上限として助成する事業となっております。実施経過は記載のとおりでございますが、市内の中学生の約 5 割が助成対象となるように現在実施しているところです。実績といたしましては、28 年度交付決定者数 19,784 人、参画事業者数 2,291 件となっております。昨年度に比べて拡大が進んでいる状況でございます。

三つ目の柱、「養育費確保に向けての支援」の「(2)相談・情報提供体制の充実」についてでございます。まず「②専門相談の実施」、通し番号 46 ですが、母子家庭等就業自立センター事業として、養育費の履行確保におきましては複雑な法律上の問題が絡んでくることが少なくないということで、弁護士による法律相談をセンター事業として月 2 回実施しております。こちらは、28 年度の相談件数は 62 件となっております。昨年度もご報告申し上げましたが、この事業に加えまして新たに法律相談を実施しております。一番最後の 14 頁をご覧ください。「養育費の確保支援事業」ということで、養育費の取り決め状況が全国に比べて大阪市の割合が非常に低いということもございませぬ。また取り決めをしていない理由の中で、請求できるとは思わなかったとか、あるいはさまざまな理由がありますが、そのような相談に対応するために 28 年度中から弁護士による離婚・養育費に関する専門相談の実施を致しました。また併せまして 29 年度からはパンフレットを作成するなどさまざまな周知啓発活動を実施することと致しまして、専門相談の機会を提供することと致しております。お手元の資料もそのパンフレットとなっております。こちらの 28 年度の相談件数は 63 人となっております。

次 8 頁に戻っていただき、四つ目の柱、「経済的支援」の一番下の段の「(1)経済的援助の実施」でございます。児童扶養手当でございますが、離別や死別によるひとり親世帯等の児童の育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与すると共に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものでご

ざいまして、28年度の支給金額は記載のとおりでございます。受給者数につきましては28年度末現在29,255人、全部支給19,154人、一部支給が10,101人になっておりまして、昨年度より微減の状況になっております。

9頁に移りまして、一番上の「②母子寡婦福祉資金貸付金事業」、通し番号48です。ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために無利子または低利子で各種資金の貸付を実施するものでございます。28年度実績につきましては記載の通りでございます。父子家庭への貸付は26年10月より開始しておりまして、28年度は5件となっております。

同じ9頁の「(2)経済的負担の軽減」の、上から四段目「③寡婦控除等みなし適用による保育所等への保育料の軽減」でございます。未婚のひとり親につきましては税法上の寡婦控除の対象外となっております。同じ所得額でありましても市町村民税額に差が生じ、その結果、給付対象となる保育料等にも差が生じるということで、寡婦控除をみなし適用して保育料を軽減しております。28年度実績は37人、1,378,750円の軽減を実施しております。

つづきまして10頁、上から二段目「⑥情報提供の推進」、通し番号54でございます。ひとり親家庭の経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、さまざまな媒体を活用して広報周知を行っております。本日お配りしておりますひとり親家庭等サポートブックの発行でありますとか、各種事業にかかるリーフレットの作成などを通じまして広報周知に努めているところでございます。

最後に五つ目の柱、「サポート体制の充実」についてでございます。11頁の上から四段目「④母子父子福祉センター愛光会館における相談・情報提供」ということです。愛光会館におきましては、昼間就労等により相談できないひとり親家庭のために、土曜日や日曜日に生活相談を行っております。28年度の相談件数は525件となっております。

雑駁ではございますが、28年度の事業実施および29年度の取り組み予定についての説明をさせていただきました。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

農野部会長

はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容に関しまして、委員の皆様方、何かご質問ご意見ございますでしょうか。

山口委員

通し番号19、保育施設等の利用調整で、シングルマザーの家庭が一般の両親のいる家庭よりも優先的に利用できるように配慮しているとお書いてありますよね。その他に大阪市の今年度の新規も含め1,990人、来年度も6,053人の受け入れというかなり多くの人数で待機児童の解消をさせていると思いますが、シングルマザーの中で今現在仕事をしていなくて、これから離婚して住まいを探してこれから仕事に就こうかという人はポイント的に優先されるのかどうか、それよりも今現在働いている、両親がいる人の方がポイントが高いのかどうか教えていただ

きたいです。

農野部会長

何かコメントいただけますでしょうか。

赤本課長

保育企画課長の赤本といいます。保育所に入るための利用調整の関係だと思いますが、かねてより同じ就労希望で、ひとり親の場合は点数をより高くしているのです。今年度から新たに就学、勉強されている方は優先的に取り扱うということで、パブリックコメントを取って来年度の入所からそのように提供していきたいと考えています。

山口委員

仕事を今していないけどこれから探す人は、例えばこの3か月以内に探さないか、勉強している人も3か月以内にと、何か条件があるのか、ずるずると長くいつまでも仕事が見つからないではなくて、一定期間の間に仕事を探すという条件で4月1日入所ですか。

赤本課長

その条件については、例えば就学であれば就学期間になるでしょうし、おっしゃっている利用調整のポイントというものが、保育所に入る段階で優先的にどちらを入れるかという話でございまして、例えば就労希望であれば、それはひとり親ではなくても、例えば3か月毎に状況を見たりだとか、例えば就学であればその勉強期間は、ひとり親ではなくても、その期間は点数を高くすることになっています。保育所に入る段階では優先しているということです。

農野部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他の方、ご質問ございませんか。ご意見でも。

安田委員

表をいただくと昨年度の実績をあまり書いていただけていないので、どれだけ増えたか減ったかあまりよくわからないのですが、一つ気になったところがあるのですが、確か家庭生活支援員のことが書いてあって、事項30、2の(2)の①家庭生活支援員登録者数が311人と。確か去年は600人近くいたように思うのですが、これは何か理由があるのかなと、半分ショックなので、教えていただけたらいいのですが。別にこの人たちが減ったからとこの施策があかんということではないと思うのですが、違う形で発展していったのかどうかということと、もう一つ気になりますのが、4経済的支援の(1)の①、47番の児童扶養手当の支給ですが、一番下に28年度未受給者数29,255人と書いていますが、この人たちがなぜ受けないのかというのは把握されているのかどうか教えていただきたいです。

迫野 課長

28年度末の受給者数なので。

安田 委員

途中ということでもまだ受け取ってないということではないのですか。

迫野 課長

はい。年度末の受給者ということです。

安田 委員

次の時に受けるということですか。

迫野 課長

そうではなくて3月末現在に受給資格のある方です。

安田 委員

そういうことですか。先ほどの家庭生活支援員というのはどうですか。

迫野 課長

手元に資料がないのでわからないとは思いますが、実質的に活動されている方はたぶん変わらないと思いますので、実績としてはちょっと少ない目ですが確保しているということだと思います。

山口 委員

今の家庭生活支援員登録者数と関連してないのですが、311人の人が年間派遣件数581件ということは、一人の人が年間に2か所の家に行っているという理解でいいのですよね。ざっと、年間2か所に行ってトータルで581件と。例えばファミリーサポートとかエンゼルサポートというのは桁が。ファミリーサポートは20,684人と人数が多いですね。ファミリーサポートの方はお金がかかりますよね。1時間800円とか。こちらの家庭生活支援事業の方は一番最低が0円、一番多い人でも300円で安いですね。なぜファミリーサポートの方が800円で人数が20,684件もあって、こっちの方が安い金額で他の市にはない良い制度なのに少ないのかなど。単純に思ったのですが。なぜこちらのファミリーサポートはお金がかかるのになって思っています。

迫野 課長

派遣件数は実件数で延べにはなってないと思います。確認をしますが。581人の方に対して行きましたということです。

山口 委員

581人の人が年間に何回か？

迫野 課長

ちょっと確認いたします。

ここから

山口委員

かも知れないのですね。では実数ではなくもっと多くなるのですよね。

農野部会長

事業No.27「ファミリーサポートセンター事業」の依頼会員、提供会員、両方会員、活動件数というのは、ひとり親家庭の自宅にピックアップしたものではないのですか。

吉田課長

ファミリーサポート事業につきましては、ひとり親家庭に限定したものではなく、ファミリーサポート事業として活動している活動の件数です。

農野部会長

全体ですね。

吉田課長

全体です。ちょっと膨らんで見えているというところがあると思います。

農野部会長

他に何かございますでしょうか。

()

答えられないとは思いますが。それぞれ相談員の研修の実績とか相談情報提供のところも、自立支援担当職員の研修の実績とかも書いてあるのですが、ひとり親家庭、父子家庭、母子家庭が、色んな所に、クレオでもそうですし担当の専門員のところでも相談に行っていると思いますが、相談件数というのは集約はされているのでしょうか。区役所で何件とか、この相談機関で何件とか、クレオでは何件とか、相談員は何件とか、ひとり親家庭の方が1年間にどれだけの相談をしておられるのか総計は出しておられるのでしょうか。

迫野課長

まず母子父子福祉センターの中でしているひとり親相談については当然ひとり親家庭の相談と分けておりますけれども、その他のところについてはたぶん総相談件数と思われれます。たとえば各区のサポーターの場合ですと、ひとり親の前の相談というのはここには入っていないと思います。今後、離婚をするよということなので離婚前の相談もあるのですが、こちらはひとり親の相談ではないので入っていないということになります。

()

区役所もわからない？区役所でやっているやつとかは？たとえば区役所に相談に来ますね、ひとり親の人が。これからなる

人もいればなっている人もいますと思いますが、そういう人たちの相談件数の集約はされていないと考えたらいいのですか？愛光会館もわかりますし、法律相談もひとり親家庭とわかりますが、クレオで女性相談に来た方がひとり親家庭ということで件数を把握しているとか、区役所の担当者の方が、人権相談に来てひとり親家庭という形で相談を受けている、そういうのは集約されていないということですよ。

農野部会長

他にいかがですか？何かご意見ございませんか？

北委員

相談所員の [REDACTED]、市は愛光会館のほうでひとり親家庭の所員として寡婦母子の方の中で、各 24 区ありますが、区の校下に約 1 名とか 2 名ほど相談所にボランティアを設けていて、愛光会館で年何回とか相談所員の講習会とかやるのですが、その毎月の月報として、私も相談所員に入っているのですが、ひとり親を含む、一般の人も含んで相談してあげる、悩みの相談とか年金の話、医療の話、ひとり親の子育てで困っていることとか、そういう風な学校ですね、虐待とかいろんな、そういうことはほとんど少ないですがそういうのを含んで相談を受けているということ。また愛光会館の方では今年度 7 月から相談を受けた時に各区どこに行ったらいいのか、住宅など私なんかもよく住宅のことで離婚前にする、住宅のことで申し込みって、市営住宅に入りたいけど入れないとか、そういうことも一応母子家庭は 5 月というのが優先的にあるのですが、年何回とかわからないとか、時々会報とかいただいている住宅関連のところ相談されたらいいですよとか、区役所に相談してください、社会福祉協議会とかいろんな大阪市とか一応分けていただくような、一応、表みたいなのは作られて、今度の 7 月からしているような状態になっています。それで統計は取っているけれども、今さっきおっしゃられたひとり親だけの、今から離婚しますよとかどうのこうのということだけでは統計は取らない感じですよ。

農野部会長

なかなか家庭問題、家族問題というのはいろんな要素が含まれていますのでスパッととはなかなか切れないのでしょうけれど、こういう課題をこの家族は抱えているなというのを、やはり受け付けた方が気づかれる、そういうことが大事なんだと思います。

下迫田委員

今日のレジュメの一番最後、14 頁のところの養育費の確保支援事業についての新たな取り組みということで、面会交流の話が出てきているのですが、これの位置づけをご質問したいと思います。もともと平成 27 年度の自立促進計画の中では 17 頁 18 頁のところ養育費の自立支援促進の一環で取り決めについて、43 頁のところ養育費確保に向けての支援ということで養育費のことが書かれている。それを受けて養育費確保支援事業

というのをしていると思うのですが。今日配布の8ページのところもそれを受けて養育費のことを書いているのですが、なぜか14ページのところだけ、養育費に加えて面会交流のことも啓発活動をと、実際「子供の健やかな成長のために」という中でも面会交流のことを、表紙は養育費について知っておくべきことと書いているけれども、中身は面会交流のことも出てきている。

私の質問は、養育費の確保というのはこの事業、ひとり親家庭の自立促進のために明らかに役に立つことなのでいいと思うのですが、面会交流というのはひとり親家庭の自立のためにどういう位置づけでここに一緒に盛り込んでいるのか？私の問題意識としては、特に高葛藤事案の離婚の場合、面会交流すること自体がかなり負担になっている、むしろひとり親家庭の自立の障害になっているケースも、私、弁護士でそういうケースによく出会うものですので、急に面会交流を挿入した経緯とか理由とか位置づけを教えてくださいとおもいます。

迫野課長

養育費につきましては元々、子供貧困対策推進会議という庁内会議がございまして、そちらの方でやはり必要であるという位置づけの下、養育費確保についての取り組みを進めるという指示を受けてしている事業でございまして。

養育費について周知をする中で面会交流についても国の方からも指示があるのですけれども、親御さんの意識を深める部分で必要であると聞いておりまして、こちらの方で積極的に面会交流のための何か事業をしているということではないのですけれども、子供にとっての権利の部分と、親御さんへの意識付けの部分とで、この部分についても紙面を割いて面会交流のところについて記載させていただいたという状況がございまして。ただ事業といたしましては、国の養育費専門相談センターの方にご紹介させていただいて専門家の助言のもと実施をするという取り組みになっております。

下迫田委員

要は、面会交流について国から積極的に進めていくようにという指示があるので、それに乗っかってここにいっしょにしたということですね。

迫野課長

はい、そうです。

下迫田委員

これ自体はひとり親家庭の自立促進の一要素と必ずしも位置づけているわけではなく、国が養育費と面会交流とでという感じでやってるのに乗ったという感じなんですね。正直言ってかなり違和感があるんですよ。やはり、急に面会交流というのは。実際面会交流がうまくいっているケースもあるけれども、面会交流のことが障害となってシングルマザーの方とか、特に対立が激しい場合ですけど。実際このパンフレットにも、Q7のところにも面会交流は絶対に応じないといけないのという

ところでは、例外的に DV 被害を受けているような特段の事情がある場合は面会交流することが子どもの最善の利益に反することになります、とちゃんと説明してくださっているのはいいことだと思いますけど、結構こういう場合、面会交流のプレッシャーなりがひとり親家庭の自立促進の妨げになっているケースが多いので、わたくしの意見としては、あまり公然に養育費とセットで面会交流というイメージを世の中に植え付けるのは必ずしも適切ではないのではないかという意見を述べさせていただきます。今後の参考にしていただければと思います。

農野委員

日本の国で養育費の問題が出てくる前にやはり面会を焦点に話した方が早かった。子どものために実の親の関係を切ってしまうといいのかどうかとか、そういう問題意識であったり、そもそも子どもが怖がっているとかいろんなケースがあると思うのですけれど、確かに養育費の請求と面会交流とセットでどうしても考えなければならないかというとなんなケースばかりでもないだろうし、それぞれの目の前にある家族の事案ごとに検討していくべき問題なのかもしれません。

子どものためにどうあるべきかというのが一番大事なのだろうなと思います。

ただいま 28 年度の実績と今年度の実績についてご説明をいただきました。

今回この離婚前からの相談も含めて区役所の中で法律相談を展開をしていただいている、割と早期から相談者がおられるということで、何か困ったことがあった時にどこに行けばいいのかとか、就労支援なんかそうなんですけど区役所をベースにしてやっておられるのですけれども、区役所という身近なところでそういうことをどんどん展開していただきたいなという気がします。

お話ししましたように家族問題はいろんな要素が含まれておりますから、どこに飛び込んで相談すればいいのかわからない。相談を受け付けているところが自分の窓口を狭めていけば専門を悪くしている、いろんな問題があるということ想定しながらそれぞれに専門の窓口、就労の問題なら就労の窓口とか、離婚相談なら離婚相談の窓口、そういう受け付ける方の視野の広さとか、どのくらい深刻な問題をどれくらいどんなところで抱えているのかといったことを汲み取っていく力って大事なんだろうなという気がします。

気になっているのは、いま子供虐待を通じ母子保健をベースに早くから妊産婦さんにかかわっていきこうという取り組みがされていまして、子育て世代の包括支援センター、そういう専門機関と記憶している、そういう所とどうつながっていきはるかなというところが注目したいなと思います。

あるいは子供は子供の支援という枠組みの中で長く見守っていきこうという、そういう仕組みをつくられる中で、また地域住民の方々のボランティアみたいな活動も大事になってくると思いますし、そういう地域をベースに、そして確実に専門的なところにつなげるような仕組みが必要ではないかと感じさせるようなご報告があったと思います。

()

すみません。確認でございます。

46番の専門相談ですけれども、これは先ほどの弁護士会さんとされてる専門相談とは別個にカウントしている数ということで間違いはないですか。この月2回されていらっしゃる場所なんですけど、どちらでされていますか。

迫野課長

すみません。こちらのほうは愛光会館のほうで実施しております。

()

なるほど。愛光会館だけでされてるんですか。

()

弁護士ですね、これは。弁護士さんに相談されてる？

()

そうですよね。愛光会館で月2回されていて、のべで62件の相談があったということで。わかりました。

農野委員

よろしいでしょうか。なにかございますでしょうか。

なければ2番目の、今日の2番目の案件で、大阪市こどもの貧困対策推進計画の策定について、こちらのほうに移らしていただいてよろしいでしょうか。では事務局さん、資料の説明をお願いいたします。

新堂課長

こども青少年局でこどもの貧困対策推進担当課長をしている新堂でございます。よろしく申し上げます。資料3-1をご覧くださいませでしょうか。今回、こどもの貧困対策推進計画の策定にいたします、すこし経過のところについてご説明させていただきます。これまでの経過ということで15頁に国、府市と書かれてございます。国のほうでございますけれども、ここに書かれていますように平成25年に子供の貧困対策の推進に関する法律が公布されました。以降26年には子供貧困対策の大綱が決定されております。この大綱の中身は、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成をしていく、また子供に視点を置いて切れ目のない施策をして行こう、あるいは子供の貧困の実態を踏まえた施策の推進をしていく、子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けていく、そういった大きな4つの柱が決められておまして、以降そういった考え方に基きまして国、地方自治体併せて取り組みを進めていくということでございます。

国のほうではそれ以降、子供の貧困対策に関する有識者会議等開催されまして、指標でありましたり方向性というものが議論されたりしております。大阪府の方では27年に都道府県計画を策定いたしまして以降、大阪府としても子供貧困対策部会を

て支援にちゃんとつなげて行こうという点、それからまた(2)のところに書いてございますように経済界や企業に働きかけながら、母子世帯において安心して就労できるようサービスの提供に取り組む。

それから3点目では、区役所における養育費に関する無料相談がありますけれども、そういったことについて周知を図って行く。それから4点目では、相談できる相手がいないところが多いということだったので、ひとり親世帯同士の支え合い、あるいは交流を深めるとかそういったところへの活動を支援しながら孤立化を防いで行く。そういった対応をしていこうということでございます。

次に16頁のところをご覧くださいませでしょうか。16頁では若年で親になった世帯の生活の困難さに関することとございまして、これは調査といたしましては初めて親になった年はいくつでしたかということで、それが10代なのかどうか、そういったところとそれぞれの生活状況の実態とクロスした内容でございます。その結果見えてきた課題としては、困窮度が高くなるにつれて年々低年齢の出産が増えている点、10代の出産軍の過半数は中学卒業又は高校中退になっているということと、特にお母さんのチェックをした場合そうになっているということとです。3番目で10代の出産群では他の群に比べ正規率の割合が低く、非正規率の割合が高いということで、多くの方々が学歴的には中学校卒業あるいは高校卒ということになっておられまして、そういったことが背景にもあって非正規群の割合が多い、結果的にそのことが収入につながっておりますので困窮度は高くなっている。こういう分析でございます。

これにつきましての取り組みの方向性としましては、まず中学校、高校こちらの方で外部人材を活用しながら性に関する正しい知識、このことの流布をきちんとしていこう、そういったことで主体的な将来設計ができるような、そういった機会を提供するというところでございます。

高校等の中退者が多いということで、これらにつきましては不登校とか中退者の防止、そういったことにつきましても進めていくということでございます。特に出前セミナーとかアウトリーチを実施するという点でございます。3つ目の方向性としましては、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育、これをきっちりやって行こうということで、それぞれが将来設計における生活に必要な経費等についての知識等考えながら社会的自立ができるよう支援していく、そういったこととでございます。17頁18頁ともに今申し上げましたデータ等を記載させていただいております。18頁のところ、上の段、10代出産群の過半数の学歴のところを見ますと、中学校卒業と高校中退が多くなっております。

次に20頁のところをご覧くださいませでしょうか。20頁で健康と経済的困難に関することとでございます。困窮度が高くなるにつれまして比例してこどもが毎日朝食を食べる割合が下がって行くとうことで、保護者とのかかわりも薄くなっている点とでございます。ただこども・保護者ともに心理的精神的症状を示す割合が高いということで、保護者の将来への希望をもつ割合が少し下がっていけば不安定になって行く、そういったこと

がございいます。保護者の健康診断、この受診率も困窮度に反比例して下がっている、こういうこととございいます。これらの取り組みにつきましましては、まずは家庭において健全な生活が営めるように取り組みを進める、特に必要なのが知識の普及等を図るといふ点でございいます。それから2点目としては、健康に関する相談支援の仕組み、これをきっちり周知の徹底をしていって、適切なサービスの情報を与える、安心して相談できる体制の充実を図るといふこととございいます。3点目としましては、生活の維持向上には健康管理が最も重要といふこととございいますので、健康診断の受診率を上げることに取り組んでいくという方向性ございいます。

次に27頁をご覧くださいませでしょうか。27頁のところは、学習習慣と経済的困難という、これは子供さんのほうに注目したアンケートの集約でございいます。こことございいますように困窮度が高まるにつれ、学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」割合が下がっています。また困窮度が高まるにつれ希望する進学先について、保護者子ども共に「大学・短期大学」そういった割合が下がってまいります。また子供が希望する進学を達成できない理由の中に「経済的な余裕がないから」といふ、そういった割合が上がってまいります。また保護者が生活リズムを整える割合が下がり、勉強時間が短くなり、子どもが遅刻する割合が上がってくる、こういった点とございいます。これらにつきましましては今後の取り組みの方向性がございいますが、基本的に生活習慣を作っていくとうこととございいますので、学校あるいは家庭の中での取り組みが必要となつてまいりますので、そういったところと連携を図りながら進めていくこととございいます。

次に34頁をご覧くださいませでしょうか。つながりに関することとございまして、ここにつきましまして一つには困窮度が高まるにつれ大人の人と過ごす割合が減ってくるとうことと、子供については放課後一人で過ごすことが多いとうこととございいます。それと、こどもがおうちのことと悩んでいるとうこととが見えてくるとうこととございいます。そして、困窮度が高い低いとうこととはなく3点目としまして、困ったときの相談先として、地域団体や専門機関を上げる割合が少なく、だれにも相談していない割合が多いとうこととございまして、39頁をご覧くださいませでしょうか。39頁にこれは小5生と中学2年生の保護者の回答になっておりますけれども、これを見ますと困ったときの相談先を見ますと、全体として上の方に書かれているのは配偶者とかパートナーあるいは兄弟といった方で、いわば身近な方ですのでやはり相談は多いのですけれども、どちらかといひますと中段より下の方がいわゆる専門機関になってございいます。そういうことと申しますと全体的にそういった専門機関に相談される方が少ないとうこととになりますので、実際いろんな支援や制度がありますけれども、その支援をよく知っている専門機関への相談が少なくなつてしまふますので、支援が届かないとう、そういったことと調査から見えてきております。

今回、実態調査の中から、主な見えてきた課題とうこととで6点について整理させていただきます。そして今後のこととご

ございますけれども、資料の3-3の方を見ていただきますでしょうか。

今3-3はタタキ台としておりますけれども、子供の貧困対策推進計画、これを大阪市として整備するということで着手をしたところでございます。

30年度以降に本格的な取り組みをするとした場合に、大阪市として一定の推進計画を持った上で極横断的な取り組みをしていく必要があるということで、そういった少し幅の広い推進計画を策定する予定をしております。

資料の3-4の方をご覧くださいませでしょうか。全体のスケジュールを載せさせていただきます。3-4で左の端が28年度ということで今申し上げました実態調査を実施させていただきました。そして先ほど申し上げましたようにいくつか見えてきた課題につきまして29年度に今年度はどういう対応をしていくかということを検討しているところでございます。そして30年度以降につきまして本格実施ということで、今申し上げました推進計画につきまして現在のところ検討しているところでございます。

資料3-3へ戻っていただきますでしょうか。資料3-3で推進計画について、この基本的な考え方のところだけ載せていただいております。まずは1枚目めくって1頁のほうでございますけれども、この計画の基本的な考え方ということで、計画にあたっての背景等を記載したうえで基本理念、具体的な取り組みということで、第3章のところでは4点の取り組みを考えております。1枚めくっていただきまして、3頁ちょうど下のところになりますけれども、こういった基本的な考え方での計画を策定するかといいますと、まずは課題としてデータも含め説明させていただきまして6つの課題、この6点のことをベースにしながらそれぞれ重視をする視点というものを整理しております。その上で施策体系としては4つの体系に整理をしていく予定でございます。まず1つは子供や青少年の学びの支援の充実。2つ目といたしまして家庭生活の支援の充実、3つ目としてつながり・見守りの仕組みの充実、4つ目として生活基盤の確立支援の充実、ということで大きな4つの体系にまとめながら計画を策定するといったことでございます。そしてもう1枚めくっていただきまして、最後は9頁でございますのでそちらもご覧くださいませ。この計画の進捗管理でございますけれども、こどもの貧困についての進捗状況については国の方でも指標を策定しております、この指標を基にして全体としての総合的に進捗を管理していきたいと思っております。考え方而言いますと、この指標のところの数値、何%という現状値がございませけれども、指標はその数値だけを見ると少し矛盾する場合がございます。たとえば左側に中学生という欄がございませけれども、この中学生のところの中の下から二つ目に生活保護世帯に属する子供の高校進学率というのがございませ。これ現在96.3%ということで、この数値が指標です。その下の就職率のところ而言いますと1.1%となつてございませ、これはどちらの数値が高い方がいいとは言えませので、それぞれ指標をとということでほかの指標とクロスさせながら総合的に評価をしている。そういったことでこの計画の樹立や進捗計画を管理

している、そういった考え方で計画を進めていこうと思っております。

もう1枚めくっていただきまして今後のスケジュールを書いております。この計画につきましましては、こども・子育て支援会議の中に推進計画策定部会というものを設置していただき、有識者の方々のご意見をいただきながらこの11月の後半には計画素案の策定をしてまいりたいと考えております。以降12月1月とパブリックコメント等を通じまして今年度中に計画については策定をしていく。そういったスケジュールで考えてございます。以上でございます。

農野部会長

ありがとうございます。今、説明をいただきました内容につきまして委員さん皆さんからご意見ございますでしょうか。

廣瀬委員

母子生活支援センターの廣瀬でございます。この実態調査の中で小中の子供たちの状況というのが深刻なんだ、複雑なんだ、ここを何とかしないといけないというところが見えてきたと思います。そのところが学校や家庭に取り次ぐというのですけれども、実際そこのご家庭の子供は学校へ行っているのでしょうか。不登校であったりとか、保育園や学校へ行けなかったりとか。家庭の取り組みというのはかなりひどい状態だと、そこにどう働きかけるかはずっと大きな課題なんだなと伺っております。

母子生活支援施設ですけれども、先ほどの生活支援策の推進の6頁に母子生活支援施設における支援の充実という通し番号32番でありますけれども、延べ入所世帯数は1799世帯ですけれども、入所された方が多いか少ないかというところなんですけれども、母子世帯の数からすると入所者数が少ないのではないかと推測に至ります。

母子生活支援施設の数が増えていいのかというのと、もう少し活用の推進というところは一緒に考えていただけたらいいのではないかと考えています。

農野部会長

社会的擁護にかかわりがいい施設、一時利用施設、施設、あるいは母子生活支援施設、そういったところは退所された方も相談支援なんかもしてくださいよということなんですけれども、桜井さんもそういう退所した子供さんやご家族に地域の中で関わっていく、そういうことも今後

今、廣瀬委員がおっしゃっていただいたように地域の中で孤立しておられるような手が届き辛いという、そういうご家族の方がかなり厳しい状況が進んでいたら、これこそたいへんなことだと思っておりますので、そういう孤立しないように退所された方々もそのまま利用していただいて、地域の中の、一般市民の方々が関わるということのもむずかしいですし、スクールソーシャルワーカーの実情も書いてもらっていますが、地域の中でそういう専門職が役に立つような気がします。

社会福祉協議会さんの立場からいかがですか。

浅井委員

今まさしくスクールソーシャルワーカーのお話ができましたけれども、社会福祉協議会としましても地域づくりという
ソーシャルワーカーの専門性というところでソーシャルワーカーはいるのですけれども、34頁にもございますが繋がりに関するということと先ほどご報告もありました。社会福祉協議会といたしましては地域におけるこども食堂ということで、NPOであるとか地域団体等ボランティア活動ということで、かなり地域、24区においても少しずつ活動が広がりつつあると思っております。社協としてもそういった側面的な支援の担い手をさせていただいているところでございます。そういった中で先ほどご説明にもありました、困った時に誰に相談するのかなというところの中で、私どもの民生委員、児童委員、いろいろあるのですが、専門性という視点からするとソーシャルワーカーはすごく重要なのかなと思っております。このへんのところ、ソーシャルワーカーの現状というのをお聞かせいただけたらありがたいのですが。

農野部会長

教育委員会さん、いかがでしょうか。

松田課長

教育委員会でございます。現在、教育委員会では10名のワーカーを雇用しております。区の方でも7名の方を雇用しております。委員会では10名の方を拠点校に配置しまして、拠点校で中学校を中心に小学校へもっていくと。加えまして派遣の申請を受けまして、ブロック担当しますのでブロック内の各学校に要請して
いくという感じで全校の対応をいたしております。10名のソーシャルワーカーさんで拠点校を中心にブロック分けをして全校の対応をするという形でやっています。

浅井委員

ありがとうございます。

全校担当の10名の方々のご活動なんですけれども、こども食堂等で支援させていただくときに活動者の方々からお聞きするのが、子どもたちの生活の困窮度は見え辛い、見えてこない、先程の朝食を摂る子がどんどん減っている、いなくて、朝、学校の側にある会館などで朝食を食べていただくこども食堂が増えている。そういった中でこどもも元気にご飯を食べて行くやけれども、生活の困窮さというのはなかなか見えないし、こどもの貧困だけではなく困っているところがなかなか見えないので、そういったことを相談してもらえように関係づくりをしていきたいとおっしゃっていたのですけれども、この10名のソーシャルワーカーさんとの横のつながりが持てたらいいのかなと思いますので、区での活動もソーシャルワーカーの皆さまからも情報提供をさせていただいて、そこにつながりが持てる仕組みができたらいいなと思います。その点をまたよろしくお願ひします。

農野部会長

ありがとうございます。
これは全く想像で話なのですけれど、例えば70歳ぐらいのおじいさんが中学生ぐらいの孫を育てている、そういう世帯はないのかなという気がします。70歳のおじいさんが例えば脳梗塞なんかで倒れて、何とかしないといけないという時に民生委員さんが関わってらっしゃる。そういう男の子はどんな生活で暮らしているのだろうか、おじいさんの年金で暮らしていない、さほど経済的に豊かでもない。やはり中学校生活、どんな生活を送っているのだろうか。友達がたくさんいて部活やったりばりばりしてるのかな、そうでもないのかもしれない。こどもも貧困って親子って思ってしまいますけど、もしかしたらそんなケースあるんじゃないかな。そうなったときにこれは高齢者福祉でもあり、児童福祉でもある。だから家族の状況っていうのはいろんなタイプがあって、学校ベースで動かれるスクールソーシャルワーカーも大事ですけれども、コミュニケーションソーシャルワーカーの活躍もぜひ今後もますます頑張りたいと思います。
各区で社会福祉協議会を設けておられる、地域に根差す形で運動や啓発とか活動していただいておりますので、そういう時に地域を掘り起こしていただくと同時にそういう何か活動をされるような、ぜひがんばっていただきたいと思います。何かご質問等ございますでしょうか。

()

すみません。資料の3-2、3-3の。新聞記事ではだいぶ前に結果が出たとちょろっと読んだんですよ。こういう詳しい資料を、実は昨日は読む時間がなくて、今ご説明をお聞きしながら改めて、やはりひとり親、特に母子の困窮度が高いし非正規の割合が高い。もちろん実感では感じていましたが、データでしっかり出ているというのは厳然たる事実とおうか、それを改めて思いましたのと、それを解決する方法として、市は主な取り組みと方向性が8番に載っているのですけれど、特に安定雇用や働き方について経済界や企業に働きかけると、これは非常にしっかり書いてくれたなと思います。特に地域賃金のアップ、大阪は全国平均より高いのですが、地域賃金をもっとアップしてもらおうこととか、企業内保育所とか働きやすい環境というのをシングルマザーだけがどうこうできないシステムづくりを経済界とか企業に絶対働きかけてもらわないと給与が全然増えないし、ずっと非正規になっていくと思うし、それも貧困も連鎖すると言われますし。前回前々回の会議の時に、例えば企業がシングルマザーを雇って、パートで雇っても何年間か働くとか、そういう形で正規になる時、正規職員への雇用転換制度みたいなものがあるとここにも載っているのですが、そのことを当然のシングルマザーも知らないし、企業側もきっちり知らないし、小さな企業だったら会社の中に税理士さんとか専門の方がいらっしゃらないから、書類もすごく書かないといけないし、シングルマザーのお母さんがそんな書類がかかれへんわとなったとき、市が折角いい制度を作ってくれてるのにそれが利用

できないというのは非常にもったいないし、先ほど専門の相談員の方がいらっしゃるのに相談する人が少ないと同じように折角の制度を活かすような、敷居を低くするようなシステムを企業とか経済界に働きかけるのを具体的にさせていただきたいなと本当に思うのです。それでちょっとでも非正規の率が低くなったり給料がちょっとでもアップしていくことがシングルマザーの困窮度が低くなっていくんじゃないかなとこれを見て感じました。これがすごくいいのでぜひ具体化させていただきたいなと思いました。

()

私もこの方針を具体化していただくと非常にありがたいなと思っておりますけれども、今お話があったように企業とかそういうところはなかなかひとり親家庭の人を雇うというのは敷居が高いということがあると思うのですが、大阪市がこの前こども食堂を、要するにボランティアで参加したい人は採用試験の加点をするというような、要するにお金を使わなくてもこんなことを積極的にしたら評価されるというようなことを大阪市は実践しているわけですから、こんなことをどんどん考えていってくれたらいいんじゃないかなという風に思うんですよ。それがこの企業が積極的にひとり親家庭の人を大阪市の人が1軒1軒企業を訪問して働かしてくださいというようなことを言わなくてもやらしてくださいと言うような制度を作ってくれたら、企業もどんどん進んでいくと思うのでそういうことを考えていただきたいというのが一つと、もう一つ、ここに書いているように、支援を要する世帯を発見し支援に繋ぐ仕組みが機能するように取り組むと、これが一番大事であって、先ほどひとり親家庭というのは愛光会館に行っている人はわかるけれども区役所に行った人はわかっているのかなと、役所に行った人がどんな形で誘導されているのかなと。要するにこれは、区役所は別にして大阪市の本庁だけでしている計画ではないので、大阪市内の区役所全部がやるべきだと私は考えておりますので、それはあたりまえのように区長がいかなる人間であったとしても統一的に全部こういう方針でやるんだということをして市役所が発信をしていただきたいというふうに思っています。それとやはり相談というのは、8月31日の読売新聞に大阪市のこども貧困対策という、ひとり親支援拡充へという中で、区役所が中心となって学校教員や児童委員らが学校で把握した些細な情報を共有する体制を構築し、子どもだけでなく保護者も含めた世帯を地域で支援していく体制を強化すると大阪市が言ってるわけですから、これをやって欲しい。つまり区役所が中心になって、ひとり親家庭ひとりひとりを地域で見守るような支援する体制をとここに書いていただいているので、これを是非、どういうふうに今後作っていくのかというのをいろんなことを協議していただけたらありがたいです。

農野部会長

ありがとうございます。是非そういう施設のをやっていただくと同時にそう語っている。何かご意見ござい

ませんか。はいどうぞ。

北委員

北です。普通の貧困問題とかひとり親家庭だけじゃない、子どもが居てるけれども親も面倒をみなあかん、介護とか。ひとりは親家庭って見えない人が多いですよ。個人情報もすごく今はききまわされてるので、ちょっと聞いたから入って入ってとはできないですね。私は此花区ですけど、此花区では、区によっても違うと思うんですけど、区役所の現況届、児童扶養手当をももらう時に机を置かせていただいてリーフレット、先ほどサポートブックなども含めて相談、「知っていますか?」「子育てで悩んでいませんか?」というふうなことをお伝えしながら、知らん顔していく人もいるけれども、「子どもは何年生ですか?小さいですか?」と言うと、援助もありますし相談事も色々な所です。知っていますかという知らないという方もなるべく会員に入ってもらって、会費1年間500円で多少見守ってもらおうというのはありがたいことですよ。そういったことも宣伝させていただきながら大阪市の施策、子ども子育て支援で皆様に勉強させていただきながら、勉強した情報を提供して地元の人にも知ってもらえるというふうな形をとって行く。先ほどおっしゃったように区でも各いろいろなところ、市もそうですがけれども一体になって連携を取れたらいいなと思っています。

農野部会長

何かございませんでしょうか。是非、ご意見ご質問でもいただけたらと思いますが。

()

大阪労働局なんですけれども。各ハローワークを統括しているところでございまして、マザーズハローワークというのがございます。大阪につきましてもはまず難波にあり、そして堺に堺マザーズと、それと今、各ハローワーク、大阪市内であれば梅田所、淀川所、それがマザーズコーナーというのがございます。大阪市外になりますけど、高槻とか泉大津、枚方、布施、藤井寺にマザーズコーナーというのがございます。特にこれにつきましても、各ハローワークでも同じなんですけど、ひとり親家庭専門というのではないんですけど、難波のマザーズハローワークにつきましてもハローマザーズ事業という、お母さんたちが働きやすい会社を、応募していただいて認定させていただいて、そこの求人なんかを公開させていただいてます。一例でいいましますと、なかなかお母さんが出勤時が難しいとあれば制服を着て出勤ができるとか、制服を着てそのまま帰れるとか。そういう細かいところを、求人票には出さないところなんですけど。そういう一例なんですけど、そういう細かいところなんですけど表に出させていただいて、特に貼り出して紹介させていただいていきます。もしそういうご希望がございましたら個別支援という形で就職の相談から履歴書の書き方、職務経歴書の書き方、面接の受け方、そういうところもすべてひとりで担当者制によって支援させていただいております。今までも大阪市さんとかいろ

いろいろ協力させていただきましていろんなところで事業を進めさせていただいております。今後とももし何か協力できることがありましたらさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

農野部会長

ありがとうございます。貴重な情報をありがとうございます。確かに制服を着て出退勤できたら

()

けっこうそういう企業ってあるんですよ。ただなかなかあの1枚の求人票に出てこないというのがありますんで。

農野部会長

そういう知識というのは大事な情報ですよ。ありがとうございます。他なにかございませんでしょうか。

太田委員

いろいろとご説明うかがいまして、いろいろと実態がよくわかったなという気がいたします。いろいろ長期的短期的に取り組まないといけないというのがここには含まれていると思います。特に最初の2頁のところで行きますと、経済的支援の制度を利用していない世帯あると。こういうところからまずは施策をPRして活用していただくところがまず第一or大事ではないかなというふうに思います。先ほども経済界へのご期待ということでお話がございましたが、基本的には各企業も法律や行政の指導等に従って行動するということになりますので、そこを越える部分というのは、基本的に企業に対して私ども団体もなかなか強制的なことを言うこと、することできません。それが実態であるのご理解いただければと思います。大阪市さんが企業に対しましてこういうことを依頼したいということがございましたら、それに関しまして各経済界もご協力できる範囲で協力できるのではないかなというふうに思います。私ども大阪商工会議所としての取り組みをご紹介させていただきまして、今、企業主導型保育施設の普及を進めております。一つの企業が地域の企業さんと組まれまして保育所を作ってくださいということで、これは厚生労働省からも補助金があるように伺っております。これを各企業さん、各地域で作りますかということで、まず制度の概要でありますとか、施設の事例の紹介などを昨年度から人材開発部というところで実施しております。現在はその普及に努めているというところがございます。これは私どもの女性の就労の継続的な支援といいましますか、実現するためにこういうことも活動としてさせていただいております。あとこのへんも大阪市さんと何かまた連携等ができるのであればいいかなと思います。

農野部会長

ありがとうございます。あと何かご質問ご意見ございませんでしょうか。なければそろそろ時間がまいっておりますが、今日の議題はこの2点だったわけですが、その他につきまして、事

事務局さん、他になにかございますか。

迫野課長

事業の進捗状況を踏まえ次のスケジュールということで、今年度中にもう一度ご報告する機会をいただきたいなど考えております。日程につきましてはまたその都度調整をとということでお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

農野部会長

そうしましたら、この会議につきましては年度内にもう一回開催させていただくということで、日程等につきましては事務局さんで調整いただきたいと思いますけれど、その折はご出席のほどよろしく願いいたします。あと委員の先生方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければこれで本日の審議を終了させていただきます。

菅野係長

農野議会議長、ありがとうございます。これをもちまして平成29年度第1回こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会を閉会させていただきます。ご出席の皆さままことにありがとうございます。
ございました。